

募集

身体障害者補助犬
給付希望者募集

県では、身体障がい者の自立と社会参加を促進するため、身体障害者補助犬を給付しています。給付を希望する人は、福祉課まで問合せください。

◆対象

①県内におおむね1年以上居住する18歳以上の人で、次のいずれかの状態にある人

- ・視覚障がい1級の身体障害者手帳の交付を受けている人かこれに準ずる人
- ・肢体不自由1、2級の身体障害者手帳の交付を受けている人かこれに準ずる人
- ・聴覚障がい2級の身体障害者手帳の交付を受けている人かこれに準ずる人

②所定の訓練を受け、身体障害者補助犬を適切に使用し、飼育できる人

③身体障害者補助犬を使用することにより就労などの社会活動への参加に効果がある



保健・福祉

令和2年度
国保人間ドック募集
(一般ドック・脳ドック)

受診を希望する人は、期間内に申込みください。

◆対象者

年度内年齢35歳～75歳の誕生日前日までの国民健康保険加入者

※定員を超える場合は抽選

◆申込期間

6月20日(土曜)～6月22日(月曜) 9時～17時

◆申込方法

健康推進課に電話で申込みください

◆各ドックの定員・受診料・検査項目

◆一般ドック(定員200人) 受診料 7千円

- ・問診、身長、体重、腹囲、BMI、血圧、尿検査、血液検査、心電図、胸部X線、胃透視または胃カメラ、便潜血反応

◆脳ドック(定員250人) 受診料 7千円

ると認められる人

※身体障害者補助犬の給付を受ける人は、県が委託した訓練施設で約1か月間、身体障害者補助犬との訓練を受けていただきます。なお、訓練施設は、県が指定する施設の中から希望する施設を選べます

◆費用

身体障害者補助犬の購入と訓練に必要な費用は、県が負担します。ただし、訓練施設までの旅費、訓練期間中の本人の食費、給付後の経費(飼育費など)は本人負担となります。

◆申込書提出期限

7月31日(金曜)

◆その他

給付者は選考のうえ決定

●問・福祉課

Tel 23・0111
県障がい福祉課
Tel 0985・32・4468

高齢者保健福祉計画
策定懇話会委員募集

市では、平成29年度に策定した「高齢者保健福祉計画」の見直しを行い、新たな計画

の策定にあたり、さまざまな分野の委員からなる懇話会を設置します。そこで、市民の皆さんの意見を反映させるため、計画について審議する市民を募集します。

※高齢者保健福祉計画とは介護保険・保健・福祉に限らず、高齢者が生きがいをもてる生活や、社会参加の実現のためのさまざまな施策の充実を図る道しるべの役割を果たすものです

◆懇話会日程

令和2年7月～令和3年2月の期間で4回程度

◆任期 3年

◆募集人員 若干名

◆応募方法

封書に住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、「高齢社会」に関する考えを400字程度にまとめたものを郵送ください。なお、高齢者の介護などの経験または知識がある人は、その旨を簡潔に記入ください。

◆応募締切

6月19日(金曜) 必着

●申・問・長寿介護課

Tel 23・1140
〒886・8501
小林市細野300番地

放送大学
10月入学生募集

10代から90代の幅広い世代、約9万人の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で学んでいます。約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。全国に学習センターが設置されており、サークル活動などの

学生の交流も行われています。資料を無料で差し上げます。気軽に放送大学宮崎学習センターまで請求ください。

◆出願期間

第1回 6月10日～8月31日
第2回 9月1日～15日

●申・問

放送大学宮崎学習センター
Tel 0982・53・1893

市立図書館イベント案内

七夕まつり

七夕のおはなし会を楽しんだ後、願いごとの短冊を笹の葉に飾ってみませんか。

- ◆日時 7月4日(土曜) 14時～15時
- ◆場所 図書館本館
- ◆内容 笹の葉の飾りつけ、読み聞かせなど
- ◆参加申込 事前に電話または窓口で申込みください。

現行教科書の見本展示

- 小・中・高校、特別支援学校の教科書見本を展示します。
- ◆期間 6月12日(金曜)～30日(火曜) ※休館日を除く
- ◆時間 9時30分～16時30分
- ◆場所 図書館本館

※上記2つの催しは、新型コロナウイルス感染症の状況によって、中止となることがあります。

●申・問=市立図書館本館 Tel 22-7913

合も可

※戦没者などの死亡日まで1年以上生計関係を有している人に限る

※第10回特別弔慰金を受給している、ご健在の人には案内文書を送付します

慰金の地区ごとの集中受付を、7月13日(月曜)から開始します。次の要件に該当する人は窓口で手続きください。

◆対象者

令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受け取る人(戦没者の妻など)がいない場合に、次の支給順位の先順位1人に支給されます。

①基準日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者などの子

③戦没者などの父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

④戦没者などと生計関係を有している人

※戦没者などと生計関係を有している人、令和2年4月1日において婚姻により姓が変わっている人、遺族以外の人と養子縁組をしている人は除く

⑤①～④以外の三親等内の親族(甥、姪など)

兄弟姉妹

※特別弔慰金を受給する権利のある遺族が基準日後に死亡し、相続人が請求する場

◆請求手続スケジュール

対象地区	日時	※9時～17時
東方、堤、水流迫	7月13日(月曜)～16日(木曜)	
細野	7月17日(金曜)、20日(月曜)～22日(水曜)	
南西方、北西方	7月27日(月曜)～29日(水曜)	
真方、本町、駅南	8月3日(月曜)～5日(水曜)	
須木(須木庁舎)	8月6日(木曜)、11日(火曜)～12日(水曜)	
野尻(野尻庁舎)	8月18日(火曜)～21日(金曜)	

◆支給内容

・額面 25万円

◆請求期限

令和5年3月31日

◆請求に必要なもの

- ・印かん
- ・請求者の戸籍抄本

道路・河川危険箇所 情報提供のお願い

市では、道路や河川の安全確保のため、定期的なパトロールや点検のほか、市民の皆様からの情報提供により、危険箇所の早期発見・補修を行っています。路面の陥没や危険を及ぼすような道路の斜面、河川の護岸などの異常を見かけた場合は、連絡をお願いします。

●問=建設課(Tel 23-0311)、須木庁舎地域整備課(Tel 48-3131)、野尻庁舎地域整備課(Tel 44-1100)

※必要に応じて、戸籍謄本、先順位遺族の除票などが必要です

※代理で手続きする場合は、委任状、代理の人の身分証明書などが必要です

●申・問 福祉課
Tel 23・0111
須木庁舎住民生活課
Tel 48・3132
野尻庁舎住民生活課
Tel 44・1100

案内

上下水道料金の支払い相談について

新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金・下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料の支払いが困難な人は、支払いの猶予や分割納付などの相談に応じます。

詳しくは問合せください。

Table with 2 columns: 調整前(現在), 調整後. Rows show payment dates for 25th, 11th, 14th, and month-end.

農振除外などの申請受付

- 農振振興地域整備計画の変更申請受付を行います。
申請受付期間 6月30日(火曜)まで
申請書配布および申込窓口 農業振興課
野尻庁舎地域整備課
須木庁舎地域整備課

水道メーターの検針期間を移行します

令和2年10月末までに水道メーター検針期間を移行します。お客様の負担に配慮して少しずつ検針日を調整しますので、ご理解とご協力をお願いします。

使用残農薬の適正処理をお願いします

市内の河川で農薬が流出したと思われる事案が発生し、魚が死ぬなど生物への影響が確認されました。

農業生産活動で発生する廃棄物は、適正な処理が義務づけられており、不適切に処理することは法令で禁止されています。

農薬の使用は次のことを守りましょう。
1 農薬の購入は必要な量を購入し、できる限り使い切るようにしましょう。
2 やむを得ず農薬が残った場合は農協や購入先の業者を通じて薬品メーカーに処分を依頼するか、許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託しましょう。

農業振興課
TEL 23・0300

移行完了後の検針期間

調整前(現在)

調整後

Table showing payment dates before and after the transition.

上下水道課
TEL 23・0321

全て満たす場合に限り。
農業振興課
TEL 23・0300
野尻庁舎地域整備課
TEL 48・3131
野尻庁舎地域整備課
TEL 44・1100

競争入札参加資格審査の等級格付け基準などの改正について

公共工事の品質の確保、担い手の中長期的な育成確保などを促進するとともに、市内建設業の健全な発展を促進するために、等級格付け基準および発注標準額の見直しを行いました。

改正内容については、ホームページを確認ください。

新基準での申請受付期間

令和3年4月1日(木曜)〜4月30日(金曜)

新基準での適用開始日

令和3年7月1日(木曜)

申請サポート会場の開設

財政課(契約管理グループ)
TEL 23・8124

児童手当現況届の提出のお願い

6月分以降の児童手当を受けるには「児童手当現況届」が必要になります。現況届とは、毎年6月1日の世帯の状況を把握し、引き続き児童手当を受ける要件を満たしているか確認するためのものです。現況届の提出が無い場合は6月分以降の手当が受けられなくなりますので、必ず提出ください。

提出書類

自宅に届いた現況届に必要な事項を記入し押印のうえ、返信用封筒で返送ください。※現況届の他に提出書類が必要な場合もあります

提出期限

6月30日(火曜)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵送での提出をお願いします

申請サポート

- 子育て支援課 TEL 23・1278
須木庁舎住民生活課 TEL 48・3132
野尻庁舎住民生活課 TEL 44・1100

農地・農業用施設の災害復旧事業

梅雨前線による豪雨や台風などで農地(田・畑)や農業用施設(農道・用排水路など)が被災した場合は、現地(立会)を確認後に災害復旧事業として申請を行うため、必ず1週間以内に連絡ください。農業用施設については、日頃からの維持管理が認められない場合は災害として申請出来ません。日頃から草刈りや水路の泥上げなどの管理をお願いします。

なお復旧する場合は、各農地および農業用施設の受益者による負担が生じます。
※申請は被災規模や被災金額に規定があります

農業振興課
TEL 23・0333
須木庁舎地域整備課
TEL 48・3131
野尻庁舎地域整備課
TEL 44・1100

【新型コロナウイルス対策】国の持続化給付金のサポート会場を開設

国では、感染症拡大により特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支えるため、農業、飲食業、小売業など幅広い業種で、給付金を支給しています。5月22日からは「インターネット申請が難しい」「パソコンを持っていない」という事業者のために、サポート会場が市内に開設されました。なお、会場は新型コロナウイルス感染防止の観点から完全事前予約制です。

※経済産業省が実施する制度のため、市役所の窓口では申請代行や内容相談は行っていません

申請サポート会場

八幡原市民総合センター(小林市堤108番地1)

支給対象の主な要件

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
2 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思のある事業者
※2019年に創業または、売上が一定期間に偏在している場合には特例があります

支給に必要な申請書類

- 1. 2019年確定申告書類の控え
2. 売上減少となった月の売上台帳の写し
3. 振込口座の通帳の写し
4. 身分証明書の写し

※この他の書類が必要になる場合もあります

給付額

中小法人等 200万円、個人事業主 100万円
※ただし昨年1年間の売上からの減少が上限

売上減少分の計算方法

前年の総売上 - (前年同月比▲50%月の売上 × 12月)

事前予約方法

- 1 Web予約 ※24時間予約可能
「持続化給付金」の事務局ホームページより予約
URL: https://www.jizokuka-kyufu.jp/
2 電話予約(自動音声) ※24時間予約可能
「申請サポート会場受付専用ダイヤル」
TEL 0120-835-130
※自動ガイダンス、小林会場番号「4504」で申込
3 電話予約(オペレーター対応)
「申請サポート会場電話予約窓口」
TEL 0570-077-866
受付時間: 平日、土日祝日ともに、9時~18時

お問い合わせ

持続化給付金事業コールセンター
TEL 0120-115-570 (8時30分~19時)

交通事故発生状況

Table with 4 columns: 種別, 4月, 累計, 昨年. Rows include 人身, 物損, 死者, 負傷者, 全国死者.

火災・救急発生状況

Table with 4 columns: 種別, 4月, 累計, 昨年. Rows include 建物, 林野, 車両, その他, 救急.

人のうごき(小林市の人口)

Table with 3 columns: 人口, 男, 女. Rows show population counts and household numbers for 2020 and 2019.

令和2年5月1日現在現住人口 (前月比、前年同月比)
現住人口: 国勢調査人口(実際に居住している人口)を元に、その後の転入・転出、出生・死亡などを増減して算出する人口。
※平成28年10月26日に公表された「平成27年国勢調査確定値」を反映